

舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規程（準学士課程）

昭和44年4月1日施行
令和6年4月5日一部改正

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、舞鶴工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第15条に規定する学年の課程修了及び卒業認定等について定めることを目的とする。

第2章 学業成績の評価

（学業成績の評価）

第2条 学業成績の評価は、前期科目若しくは後期科目については学期の評価を行うものとし、通年科目については学年の評価を行うものとする。

2 学業成績の評価は、当該科目について予め目標とした事項を学生が修得したか否か、また、学生の能力がそれまでの学習の下で期待されるレベルまで到達したか否かについて行うものとする。

3 前項に規定される評価は、可能な限り客観的かつ総合的でなければならない。

第3条 学業成績の評価は、100点法によって行う。

2 評価は、次の区分基準により評語で示すことができる。

区分基準	標語	合否
100 ~ 90	A+	合格
89 ~ 80	A	
79 ~ 70	B	
69 ~ 60	C	
59 ~ 0	F	不合格

3 「卒業研究」及び「卒業研究・卒業設計」並びに校長が教員会議の議を経てこれに準ずると認めた科目の評価については、「合格」又は「不合格」とし、当該学生の平均点には算入しない。

4 「インターンシップ」、「校外学修」、「防災リテラシー」、「地域連携・地域貢献活動」の評価については、合格に相当する場合を「認定」とし、当該学生の平均点には算入しない。校外学修のうち、国立高等専門学校間単位互換に関する提供科目の評価については、別に定める。

- 5 本条第1項の規定にかかわらず、「知識・技能審査」の評価については、別に定める規程の条件を満足する場合を「認定」とし、当該学生の平均点には算入しない。
- 6 外国人留学生、編入学生及び前期からの転入学生については、本校に入学した前年より前の本校の一般科目及び専門科目の開講単位をすべて修得したものと見なす。また、これらの単位については、「一般科目認定科目」及び「専門科目認定単位」として一括して単位数を計上し、評価については「認定」と表示する。
- 7 後期からの転入学生については、本校に入学した学年の後期より前の本校の一般科目及び専門科目の開講単位をすべて修得したものと見なす。また、これらの単位については、「一般科目認定単位」として一括して単位数を計上し、評価については「認定」と表示する。ただし、本校に入学した学年の前期から後期にわたって開設される授業科目については、別に定める補習措置に関する規程に基づき、必要に応じて前期の補習を行う。なお、転入生の当該学年の平均点は算出しない。
- 8 学業成績は、試験の得点、課題やレポート、平素の学習状況等の成績評価資料に基づいて評価するものとする。
- 9 各科目担当教員は、学業成績の評価の基礎となる成績評価資料及び出欠状況を保存しなければならない。
- 10 学生が評価の基礎について説明を求める場合は、各科目担当教員はこれを開示しなければならない。
- 11 試験を行うことなく、学業成績の評価を行う場合は、事前に成績評価の基礎となる資料を教務委員会に提出しなければならない。
- 12 教務委員会は、前項の学業成績の評価方法について審議し、教務主事の承認を受けるものとする。
- 13 欠席時間数とその授業科目における出席すべき総時間数の3分の1を超える科目の学業成績の評価は59点以下となる。

ただし、超過した理由が病気又はけがで、かつ医師の診断書の提出があった場合は、教務委員会の議を経て、当該科目について最高を100点とする評価を行うことができる。学年評価は、原則としてその学年の各学期評価を平均したものとする。
- 14 成績評価に異議のある者は、成績通知書を配付した日から原則、3日以内（土・日・祝日を除く）に教務係に申し出るものとする。
- 15 成績評価値 Grade Point Average (GPA) については別に定める。

第4条 故意に試験に欠席したと認められた者、又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の試験の得点は零点とする。

（不正行為者等に対する措置）

第5条 試験中不正行為を行った者は、当該時間以後の試験を受けさせず、当該試験期間に係る試験時間割表記載の全科目の試験の得点を零点とし、懲戒を加える。

第3章 試験

(種類)

第6条 試験は、次の4種類とする。

- (1) 期末試験
- (2) 中間試験
- (3) 追試験
- (4) 再試験

(期末試験)

第7条 期末試験は、各学期末に実施する。

(中間試験)

第8条 中間試験は、各学期の中間に授業の一環として実施する。

(追試験)

第9条 追試験は、病気又はけが、その他やむを得ぬ理由により試験に欠席した場合に実施することができる。

(再試験)

第10条 再試験は、前期または学年評価において59点以下の評価の科目がある場合に実施する。再試験の種類は、次の3種類とする。

- (1) 過年度及び前期において当該科目の単位を修得できなかった者に対して、通常の授業期間に実施するもの。
 - (2) 第1学年から第4学年で、かつ標準単位数からの不足単位数が7単位以上かつ10単位以内の者に対して、年度末に実施するもの。
 - (3) 卒業単位数に対して不足単位数が6単位以内の者に対して実施するもの。
- 2 前項第2号及び第3号に規定する再試験は、教員会議の議を経て実施する。
 - 3 再試験は、その実施が決定された日から速やかにこれを実施するものとする。
 - 4 科目担当教員は、再試験に基づく再評価を速やかに文書で提出しなければならない。また、成績評価資料を保存しなければならない。
 - 5 国立高等専門学校間単位互換に関する提供科目の再試験は、実施しないものとする。

第4章 学年の課程の修了、進級並びに卒業の認定

(定義)

第11条 学則別表第1及び第2に標準単位数、進級単位数、学年修了単位数及び卒業単位数を規定する。

- 2 単位の修得は、各科目の学年評価が60点以上であることをもって認定する。
- 3 卒業時に必ず修得すべき科目を必修科目という。

(進級認定)

第12条 校長は、教員会議の議を経て、次の各号の要件をすべて満たした者について、次学年への進級を認める。

- (1) 進級単位数を満たしていること。
 - (2) 欠席日数が年間授業日数の3分の1を超えていないこと。
 - (3) 必修科目においては、欠席時間数とその授業科目における出席すべき総時間数の3分の1を超えていないこと。
 - (4) 第1学年から第3学年については、特別活動における年間欠課時数が年間授業時数の3分の1を超えていないこと。
 - (5) 第4学年の一般選択科目においては、欠席時間数とその授業科目における出席すべき総時間数の3分の1を超えていないこと。ただし、第4学年までに学則第14条第3項の科目又は学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定により2単位以上の単位を修得している場合はこの限りではない。
- 2 第10条第1項第2号の再試験が行われた場合には、再試験の成績に基づく再評価を用いて、前項により進級を認める。
 - 3 第1項第2号、第3号、第4号及び第5号は、第3条第13項のただし書きによる評価の該当者に適用しないことがある。

(留年)

第13条 進級が認められなかった者は、原学年に留めるものとする。

- 2 災害発生などの非常時の場合、校長は、前項にかかわらず、教員会議の議を経て、進級させることができる。
- 3 原学年に留められた者は、当該学年に係る所定の科目を再履修するものとする。ただし、別に定める科目についてはその再履修を免除する場合がある。
- 4 欠席日数が年間授業日数の3分の1を超えた後、休学願を提出した者については、原学年に留めるものとする。

(学年修了)

第14条 校長は、教員会議の議を経て、学年修了単位数を満たした者の学年修了を認める。

(卒業認定)

第15条 校長は、教員会議の議を経て、次の各号の要件をすべて満たした者の卒業を認める。

- (1) 卒業単位数を満たしていること。
 - (2) 必修科目の単位をすべて修得していること。
- 2 第10条第1項第3号の再試験が行われた場合には、再試験の成績に基づく再評価を用いて、前項により卒業を認める。

(退学予定者の修了及び単位認定)

第16条 学年末に退学が予定される者又は学年途中で退学する者の修了及び単位認定については、別に定める。

(補則)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。